

令和6年度分(令和5年分)

市民税課 ☎ 457-2145
 〒 430-0948
 中央区元目町 120番地の1

個人市民税・県民税の申告について

市民税・県民税の申告が必要な人

2024(令和6)年1月1日現在、市内に住んでいる人で、次に該当する人

- ・給与所得以外に雑所得などの所得があった人
- ・事業所得(営業・農業)や不動産所得があった人
- ・公的年金等の収入が400万円以下の人のうち、公的年金等以外に20万円以下の所得があった人
- ・源泉徴収票と異なる内容で控除の申告をする人
- ・医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を申告する人
- ・6月中旬以降に令和6年度税務証明書などを必要とする人

【申告が不要な人】

- ・所得税の確定申告をする人
 ただし、令和3年度から令和5年度の間に上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例を受けるために、市民税・県民税申告書を提出した人を除く。
- ・給与所得のみの人、公的年金等に係る所得のみの人
 ただし、源泉徴収票に記載されている控除を変更したい人や控除を追加したい人は除く。
 報告書が浜松市に提出されていない人も除く。

市民税・県民税の申告書は自宅などで作成できます！

手順1

◆申告用紙に記入して作成

- ・前年の実績から対象と思われる人に「2月上旬に郵送」します
- ・市ホームページからもダウンロードできます
- ・郵送を希望する人は市民税課へ連絡してください
- ・2月上旬より、市民税課(元目分庁舎2階)、税務総務課(市役所本館3階)、東・西・南行政センター、浜名区区民生活課、北行政センター・天竜区資産税課グループのほか、支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターでも配架します

※行政区再編に伴い区名が変わりましたが、旧区名の住所でも申告は可能です

または

◆市ホームページで作成して、印刷

- ・市ホームページで、必要項目を入力し申告書が作成できます
- ・印刷した申告書に必要事項を追記します

市 HP ▶ [申告書作成コーナー](#)

※1月下旬から令和6年度分が作成できます

手順2

★下記の書類を同封して、市民税課へ郵送

- ① 原本を同封・・・給与や年金の源泉徴収票、事業所得や不動産所得の収支内訳書など
 医療費控除の明細書、社会保険料・寄附金の領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ② 写しを同封・・・「マイナンバーカードの表面および裏面」または「番号確認書類と身元確認書類(運転免許証など)」
- ※書類の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。ただし、②の書類は返却しません

市民税・県民税申告相談の開催について

※市民税課や市役所では、2月16日(金)から3月15日(金)まで申告相談を行っていません

会場の混雑状況に応じて、再来場をお願いすることがあります。

持ち物

- ① 収入、控除が分かるもの(※上記手順2の★の書類を参考にしてください)、
- ② マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類(運転免許証など)、③ 筆記用具

区	再編前の区	会場	期間 (※土・日曜日、祝日は除く)	時間	注意事項
中央区	中区	アクトシティ浜松 展示イベントホール	2月16日(金)～3月15日(金) (2月25日(日)に限り開催します)	9:00～16:00	※会場ごとの地区別の指定日は、市ホームページや2月上旬から、市民税課(元目分庁舎2階)、税務総務課(市役所本館3階)、東・西・南行政センター、浜名区区民生活課、北行政センター・天竜区資産税課グループのほか、支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターで配架するチラシで確認してください
	東区	東行政センター(旧東区役所) 1階 市民ホール	3月1日(金)～15日(金)		
	西区	雄踏文化センター 3階 大会議室	2月21日(水)～3月15日(金)		
	南区	南行政センター(旧南区役所) 1階 市民ホール	2月16日(金)～29日(木)		
	北区 (三方原地区)	北行政センター(旧北区役所) 3階 会議室	2月16日(金)～3月15日(金)		
浜名区	北区 (三方原地区以外)	引佐支所(旧引佐協働センター) 2階 会議室	2月9日(金)～14日(水)	9:00～11:00 13:00～16:00	
		三ヶ日支所(旧三ヶ日協働センター) 3階 大会議室	2月9日(金)～15日(木)		
	浜北区	浜北文化センター 北館1階 展示コーナー	2月16日(金)～3月15日(金)		
天竜区	天竜区	天竜区役所 2階 会議室	2月16日(金)～3月15日(金)		※所得税の確定申告など国税の相談は、税務署が主催する「無料税務相談所」や「アクトシティ確定申告相談会場」の開設日時などを確認してください
		春野支所(旧春野協働センター) 2階 会議室	2月14日(水)～19日(月)		
		佐久間歴史と民話の郷会館 2階 小ホール	2月20日(火)～26日(月)		
		水窪支所(旧水窪協働センター) 1階 会議室	2月27日(火)～29日(木)		
		龍山支所(旧龍山協働センター) 会議室	3月1日(金)～4日(月)		

確定申告のご案内

浜松西税務署 ☎ 555-7111(代表)【再編前の中・西・北区】
 浜松東税務署 ☎ 458-1111(代表)【再編前の東・南・浜北区、天竜区】

自宅からのe-Taxでこんないいこと!

- 確定申告会場に来場する必要なし!
- スマホ申告が便利!
- 青色決算書、収支内訳書の作成ができるため、事業所得者や不動産所得者の人はスマホでの申告が可能です。
- ※ご不明な点はチャットボットもしくはヘルプデスクへ
 [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク]
 9:00~17:00(土・日曜日、祝日および、12月29日~1月3日は除く)
 0570-01-5901(全国一律市内通話料金)
 03-5638-5171(通常電話料金)

簡単・便利な e-Tax♪

HP▶ 確定申告 検索



確定申告は自宅からパソコン・スマホで申告!

※掲載のQRコードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります

- 確定申告相談会場および住宅ローン控除確定申告説明会では、基本的に「自身の操作によるスマホを利用した申告書の作成指導を行います」
- 来場の際には、スマホやマイナンバーカード(発行時に設定した2つのパスワードが必要)をお持ちいただくと、申告書の作成がスムーズに行えます

区分	会場	開設期間(※土・日曜日、祝日は除く)	開設時間
①確定申告相談会場	アクトシティ浜松 展示イベントホール	2月16日(金)~3月15日(金) (2月25日(日)に限り開設します)	9:00~17:00
②住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)確定申告説明会	★無料駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください	2月13日(火)~15日(木)	9:00~16:00
③税理士による無料税務相談所 ただし、次の相談には応じられません ・譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税、相続税の申告 ・複雑な消費税および地方消費税の相談など	イオンモール浜松志都呂 2階 イオンホール ★開店前は「専門店街地下D東側入口」に並んでください	1月30日(火)~2月7日(水)および 2月9日(金)~14日(水)	10:00~12:00 13:00~16:30
	北行政センター(旧北区役所) 3階 会議室	2月5日(月)~7日(水)および 2月9日(金)~14日(水)	9:30~12:00
	なゆた・浜北 なゆたホール	1月30日(火)~2月2日(金)	13:00~16:00
	天竜区役所 2階 会議室	2月7日(水)~9日(金)	

各会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の入手方法は以下のとおりです。

オンラインによる事前発行(LINEアプリ)および当日配付……①および②の会場

当日配付のみ……③の会場

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

1月1日からの行政区再編に伴う税務署の管轄区域の変更はありません。所管の税務署は、表題に記載の通りです。

また、マイナンバーカードの住所は、そのままでもご利用いただけます。

国税庁LINE
公式アカウント



〈東海税理士会主催無料確定申告相談会〉

開催場所	開設日時	定員	注意事項
市民協働センター 第3研修室(中央区中央一丁目)	2月10日(土) 9:30~12:00、13:00~16:00	30人程度 (先着順)	申告内容によっては、相談できない場合があります

青色申告会からのお知らせ

【問合・申込】 公社 浜松西青色申告会事務所 ☎ 454-2101
 【開催場所】 浜松青色会館 5階 (中央区中央二丁目10番1号)

内容	開設期間	申し込み期間	定員
わかりやすい所得税・消費税決算申告指導会(事業所得者・不動産所得者の決算・申告などの個別指導)	2月5日(月)~3月8日(金) (※土・日曜日、祝日は除く)	1月16日(火)~2月29日(水)	各日10人 (先着順)
還付申告説明会(医療費控除・住宅借入金等特別控除について)	2月17日(土)、3月2日(土) (※両日ともに10:00~)	1月16日(火)~	各日10人 (先着順)

青色申告会



所得税や市民税・県民税の申告相談会場を利用する人へ

所得税に関することは、各税務署へ
 市民税・県民税に関することは、市民税課へ

※[医療費控除の明細書]や[収支内訳書]などの添付書類は、相談時間短縮のため、自宅で作成し、持参してください

◆申告の際の注意事項◆

(1) 医療費控除の申告について

医療費控除の適用を受けたい人は、「医療費控除の明細書」を申告書に添付することが必須です。

※[医療費の領収書]の添付や提示では医療費控除の適用を受けることはできません

(2) 寄附金控除の申告について

所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)に基づく寄附金税額控除は無効になります。申告の際は、申告特例の申請を行った寄附金を含む寄附金全てについて申告する必要があります。

(3) 雑損控除について

災害や盗難、横領によって、住宅や家財などに損害を受けた場合の控除です。

控除適用を受けるためには、災害などに関連する支出金額がわかる領収書などが必要です。